

令和元年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会会議録

日時: 令和2年2月6日(木)午後2時

場所: 摂津市役所201会議室

出席委員

登阪弘、前田幸夫、中出尚、西村慶子、石部美代子、大佐古純子、宮尾洋志、石田行司、
和田みやこ、中川千恵美、木内博、藤原憲司(敬称略)

(事務局)

お待たせいたしました。定刻の2時より少し手前になるのですけれども皆さんお揃いになりましたので、只今から令和元年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、公私ご多忙のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、議事に入らせていただく前に、本日の協議会について、橋本委員・副島委員から欠席のご連絡を頂いておりますので、ご報告させていただきます。

また、今回より委員1名の変更がございましたので、事務局より報告させていただきます。公益代表の樋野孝子様のご辞任に伴い、令和元年12月14日より摂津市民生児童委員協議会第二中学校地区委員長の和田みやこ様に新たに公益代表の委員として委嘱させていただいております。

では、和田委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

(和田委員)

昨年の12月から摂津市民生児童委員協議会第二中学校地区委員長になりました和田です。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。本日は現時点で12名の委員のご出席を賜りましたので、本協議会の定足数に達しましたこともあわせてご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、登阪会長から開会のご挨拶をお願いいたします。

(登阪会長)

委員の皆様におかれましては、この寒さの中、また公私共にお忙しい中、令和元年度第2回国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月からスタートした「国民健康保険の都道府県化」も、早 2 年が経とうとしており、来年度は大阪府国保運営方針の中間見直しに向けた議論も行われると聞いております。国民健康保険の抱える様々な構造的な課題に対して、将来的に安定的かつ持続可能な医療保険制度とするためにも重要な 1 年になると思われまます。

本日の協議会では令和 2 年度国保市町村標準保険料率の算定結果及びその算定結果を前提とした、令和 2 年度の保険料の設定の報告と、軽減判定所得及び賦課限度額の見直しに係る諮問に対する審議を予定しております。また令和 2 年度当初予算案、保健事業の取組みについても報告をいただくことになっております。

委員の皆様におかれましては、事務局からの説明をもとに活発な議論のもと適正な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、これを持ちまして開催の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、森山市長よりご挨拶を申し上げます。

(森山市長)

今日は冷えます中、そして何かとお忙しいところ、令和元年度第 2 回国民健康保険運営協議会にご参加賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また日頃、皆様方には摂津市の健康づくりに直接・間接、何かとご協力賜っておりますことも重ねてお礼申し上げます。お陰様で新年度も元気よくスタートを切ったところでございます。

いつも言っておりますように、市民の皆様の「安全安心」、「健康づくり」からスタートをいたします。そして、子育て支援や高齢者対策等々にまたしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

健康づくりにおきましては、特にハード面では国立循環器病研究センターができて、摂津市の健康づくりが見違えるように変わりつつございます。そして摂津市には、国立健康・栄養研究所も移転してまいります。これから「健都イノベーションパーク」の街づくりが具体的に進んでいくわけですが、これも世界に誇る国民健康保険制度があつてのことです。先ほど、登阪会長の方からも話がありましたけれども、健康保険制度が安定かつ健全な運営をされないと、健康が脅かされてしまうわけですが、皆様がいつでも安心して医療が受けられるように、いかに今後、取り組んでいくかが国民的な大きな課題と言ってもいいと思います。

大阪府では今、府が保険者となって令和 6 年度に統一保険料率にしようということで、既にスタートを切っております。それにはやはり受益と負担のバランスの観点から、常に保険料の問題が議論されることとなります。

今回も、その点について、皆様方にご審議をいただくことになろうかと思っておりますので、どうぞまた様々なご意見を賜って、そして皆が「安心」して、そして「安全」で、健康が保てるような方向に向かいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日はお忙しいところをご出席賜りましたことを、重ねてお礼を申し上げてご挨拶いたします。
ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。次に、市長からの諮問を受けますので、森山市長、登阪会長よろしく願
いします。

(森山市長)

諮問書、摂保国第 1569 号、令和 2 年 2 月 6 日。国民健康保険料におきましては、平成 30 年
度からの国保の広域化による制度改正に伴い、新たな算定方法で、大阪府統一保険料率が示さ
れているところがございます。本市におきましては大阪府国民健康保険運営方針に基づき、激変
緩和措置を講じながら法定外繰入等によって生じた大阪府統一保険料率との差額を解消すべく
保険料を設定しているところがございます。令和 2 年度においては、差額解消の実施に着手すると
ともに、昨年同様に税制改正による政令改正が行われ、保険料の軽減判定所得の見直しが必要と
なっております。加えて、昨年の政令改正に伴う賦課限度額の見直しも図ってまいりたいと考えて
おります。

これらを踏まえて、国民健康保険料の設定に伴う下記の事項についてご答申を賜りたく、貴会の
意見を求めます。一つ、令和 2 年度保険料の軽減判定所得の見直しについて。一つ、令和 2 年
度保険料の賦課限度額の見直しについて。以上、諮問させていただきます。どうぞよろしく願
いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。なお、市長におかれましては他の公務のためここで退席させていただきます。

(森山市長)

どうぞよろしく願います。

(事務局)

それでは、先ほど諮問させていただきました諮問書の写しを、ただ今から皆様にお配りいたしま
す。

議題に入らせていただく前に資料の確認をさせていただきます。まず、本日配布しております
A4 縦 1 枚の次第、令和 2 年度摂津市国民健康保険料率(案)と題した A4 横 1 枚、事前に送付
しております冊子「令和元年度第 2 回摂津市国民健康保険運営協議会」と題した資料、右上に「参
考資料」と記された A4 両面 1 枚及び資料 1~4 となっております。

事前に送付させていただいた資料はご持参いただいておりますでしょうか。もし、不足等ござい

ましたらお席までお持ちしますので挙手していただきますようお願いいたします。

なお、本日の議事録署名委員 2 名についてですが、前田副会長と被保険者を代表する委員の方から 1 名様をご指名いただきます。

それでは、登阪会長に署名委員のご指名をいただき、以後の進行もお願いをしたいと思います。では登阪会長よろしく願いいたします。

(登阪会長)

それでは署名委員につきましては、前田副会長、石部委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(前田副会長・石部委員)

はい。

(登阪会長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、市長からの諮問事項につきましては、まずは諮問内容の前提となっております「令和 2 年度国保市町村標準保険料率の算定結果」について次第 1 で事務局から報告いたします。

諮問事項については次第 2-2, 3 として、次第 1 の説明をもとに審議させていただくことといたします。

それでは、事務局から次第 1「令和 2 年度国保市町村標準保険料率の算定結果」について報告をお願いします。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

それではお手元に A4 縦で、参考資料と書かれたもの、及び資料 1~4 をご用意ください。

平成 30 年度からの国保広域化に伴いまして、都道府県が財政運営の責任主体として、市町村の保険給付費等の必要な費用を賄う一方で、市町村は、国保事業運営に必要な費用を被保険者数・世帯数及び所得水準に応じて按分し、事業費納付金を納付する仕組みとなっております。

そのため、国から示された係数等に基づきまして大阪府において、市町村別の事業費納付金の額と保険料必要額の算定が行われ、昨年、算定結果が市町村に通知されたところでございます。

諮問事項となっております「令和 2 年度国民健康保険料」についてご審議いただくにあたりまして、その前提となります大阪府の令和 2 年度国保市町村標準保険料率の算定結果について、ご説明させていただきます。

1 枚目の参考資料は算定結果の概要をまとめたものでございますので、実際の大阪府から提示があった資料 1~4 に基づき、ご説明をさせていただきます。

それでは 2 枚目の資料 1「令和 2 年度国保「市町村標準保険料率」の算定結果について(概要)」をご覧ください。

まず上段の囲みにございますのが、国から示されました確定係数に基づき算定されました大阪府の市町村標準保険料率、いわゆる大阪府統一保険料率で、医療分・後期分・介護分のそれぞれの保険料率となっております。医療分・後期分・介護分のそれぞれの保険料率で、所得割は、世帯所得に応じてご負担いただく料率、均等割は、世帯の加入者お一人につきご負担いただく年間の額、平等割は、世帯単位でご負担いただく年間額でございます。参考にあります令和元年度の大阪府統一保険料率からは、引き上げとなっております。令和元年度との差額を申し上げますと、医療分・後期分・介護分の全体合計で申しますと所得割で 0.56%、均等割額で 3,006 円、平等割額で 1,963 円、賦課限度額につきましては、30,000 円となっております。

この料率につきましては、大阪府で一つの国保を運営するにあたり、保険給付費等の必要な経費に対して、国府等からの公費負担分を除き保険料として被保険者の方にご負担いただくための「令和 2 年度の保険料率」となっております。

しかしながら、平成 30 年度の広域化後 6 年間に関しましては激変緩和措置期間が設けられておりますことから、この算定結果を基に本市独自の料率を設定いたすものでございます。本市独自料率は、次第 2 においてご説明させていただきます。保険料水準の上昇の要因でございますが、下の囲みの中段にございます【主な変動要因(概要)】に記載のとおり保険給付費の自然増、保険料減免の増、後期高齢者支援金及び介護納付金の増が要因となっております。一方で、国公費の投入により保険料抑制要因もございますが、差引では算定上の一人当たり費用で約 8,600 円が増加したものとなっております。

続きまして、資料 2 についてご説明させていただきます。こちらは、大阪府の統一保険料率から大阪府としての激変緩和措置を行ったあとの市町村別の標準保険料率となっております。摂津市につきましては中段からやや下部に示されております。令和元年度に引き続き、令和 2 年度も本市については、大阪府の激変緩和措置の対象となったことで、医療分のみではございますが、令和元年度統一料率から所得割 0.36%、均等割 1,256 円、平等割 1,325 円の抑制が図られております。

次に資料 3 をご用意ください。こちらは市町村別の一人当たり保険料比較でございます。一番上が、府内全体の平均となっており、以下市町村別金額となっております。まず、大阪府全体平均でございますが、一番左から順に A と書かれた部分が、昨年度算定されました令和元年度の額で 139,669 円、その横 147,831 円が 12 月に行われました仮算定の結果、続いて B の欄 148,247 円が令和 2 年度の一人当たり保険料収納必要額(本算定結果)となっております。

その横 8,578 円が、令和元年度と今回の算定結果の差額で伸び率としては、6.14%となっております。摂津市でございますが、真ん中より下 25 番目に記されており、令和 2 年度 157,218 円、前年度比較では 5.41%、8,075 円の増となっております。

表の中央より右側でございますが、平成 28 年度の保険料収納必要額と比較し一定以上の伸びがある市町村につきましては、大阪府の激変緩和措置の対象となっており、右から 2 番目の C-B がマイナス▲となっているところが激変緩和措置対象の市町村となっております。摂津市におきましては対象となったことで、激変緩和後の保険料収納必要額が 153,524 円と 3,694 円分の抑制が

行われております。

数字ばかりの説明となりましたが、大阪府で一つの国保を運営するにあたり、摂津市として割り当てられた一人当たり平均での保険料収納必要額というものが、この額となっております。

最後に、今回の改定の背景・要因等を資料 4 の「令和 2 年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果(概要)」に基づき説明をさせていただきます。

一番上の囲みにあります主な変動要因につきましては、先ほど資料 1 でご説明したものでございますので割愛させていただきます。

次に、囲みの下、被保険者数でございます。本市の状況と同様に、社会保険の適用の拡大等により被保険者数は全国及び大阪府でも減少傾向となっている一方で、令和元年度末に全ての団塊世代が 70 歳に移行することから高齢者の割合が増加しております。

次のページをご覧ください。保険給付費の増についてでございます。総診療費に占める 70 歳以上の方の割合が 38.65%と約 2.65%増加しております。70 歳以上の医療費は若年者層と比べますと約 2 倍の単価となっていることから、保険給付費の増は、高齢者割合の増加に伴う自然増と考えられます。

【国の推計方法ツールの活用】についてでございますが、国の推計ツールを基に過去 2 年間の伸び率により推計する方法が採用されており、算定の結果一人当たり医療費の平成 28 年度からの単年度伸び率は 2.46%となっております。伸び率の傾向としては、概ね全国的な伸び率と同傾向を示しております。

次のページをご覧ください。グラフの少し下の後期高齢者支援金及び介護納付金の増につきましても高齢化の進展により、後期高齢者支援金で約 1,000 円、介護納付金で約 2,700 円、加入者一人当たり納付額が増加しております。こういった要因につきましては、全国同様の傾向となっており、保険料の統一有無に関わらず他府県においても保険料が高い伸び率につながっているとござります。

大阪府の今後の対応方針でございますが、引き続き、被保険者への負担軽減のために、国に対する必要な財源確保・公費の拡充を求めるとともに、今後も医療費の増加が見込まれることから、特定健診・特定保健指導を基軸としての実施率の向上など健康づくり・医療費の適正化の取組みが保険者努力支援制度の評価や新たな交付金の獲得につながるよう本市を含め、府内市町村とともに進めていく方針でございます。なお、次期大阪府国民健康保険運営方針については、一人当たり保険料額上昇の抑制に向けた方策について検討していく予定となっております。

以上で、令和 2 年度国保市町村標準保険料率の算定結果についての説明とさせていただきます。

(登坂会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より「令和 2 年度国保市町村標準保険料率の算定結果」について報告がありました。それでは何か質問がございましたらお願いします。

(委員)

資料4の2ページの一人当たり保険給付費の推計の増加について、内訳がどう推移しているか分かれば教えていただきたいです。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

内訳についての資料は手元にはございませんが、基本的に、伸びの原因としましては、70歳以上の被保険者数の割合が高くなっていることと、医療費の高度化を踏まえて増加していることが要因となっております。

(委員)

摂津市薬剤師会としては、薬剤費、無駄な薬の削減に向けての残薬の取組みや、ジェネリックの推進等をしているので、国保の中で例えば薬剤費について少しでも抑制がかかっているのか、あるいは、医療保険の枠の中での在宅医療が増加しているのか、その辺の内容がわかれば、三師会で協議して対応策を検討する材料にもなるということで、質問させていただきました。もし、また分かれば教えていただきたいです。

(登阪会長)

はい。他にございますか。

(委員)

以前テレビ番組でやっていた他市の例ですが、その市は財政的にしんどく、歳出のカットで財政健全化に努めるということで、特に18歳未満の医療費の無料化を辞めた結果、医療費の抑制が効いたということで、やはり過剰な医療があったのではないかとということでした。医療の高度化と事務局も先ほど仰ってましたけど、高度化とか70歳以上の方の高齢化、それだけでは済んでないのではないかと思います。確か摂津市もこどもの医療費の無料化を推進されていると思うのですが、一般財源から、法定外繰入して市民の方の税金を投入するということですから、その歳出については厳しい目で見えていかないといけないところがたくさんあるはずなので、高齢化とか高度化とかだけでなく、もう少し分析して、若年層の医療の無料化によって、無駄な医療費が出ているのではないかとということも検討すべきではないかと私は思いますけど、その辺どのようにお考えなのか教えていただきたいと思います。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

確かに、大阪府の資料を基にご説明しましたが、ここでは高齢化と医療の高度化という観点での推計で、一人当たり医療費は上がっているという示し方がされております。ただ、確かにもう少し細かくみますと、それが薬剤なのか、在宅医療なのか、こどもの医療費の助成等によるものなのか、あるいは、これから超高額薬剤というものも待ち構えていますので、そういった部分も全体を含めた分

析が必要であると認識しております。

(登阪会長)

ご指摘の点、分かるのですが、医療分野だけでは考えられない部分もあるので、なかなか難しい問題なのではないかなと思います。

(委員)

先ほど、ジェネリック医薬品の話が出ましたが、医療機関にかかっても「ジェネリック医薬品どうですか？」と聞かれたことがありません。他の自治体では保険証とお薬手帳にジェネリック医薬品お願いしますというシールを貼るようになっているようです。薬ですから、同じ効能なのかということもありますし、勧め方をもう少しアピールできれば変わってくるのではないのでしょうか。

(委員)

ドクターの中には先発品を勧める方もおられます。そのため、薬局に来た患者さんが「先発品をお願いします」と仰るケースがあります。このように、患者さんに「先発品にします」と意思表示をされたら、薬局はジェネリック医薬品に替えられません。こういったところは行政を含めて医師会、歯科医師会、薬剤師会の中で、ジェネリック医薬品についての認識を再度確認した上で市民の皆様に告知をする必要があると思います。

(委員)

確かに、医者の中にはジェネリック医薬品を勧められない方もおられます。しかし、大体のドクターは一般名処方を出されることがほとんどですので、薬局に行けば、先発品でもジェネリック医薬品でもどちらでも患者さんが選べるようになっております。先発品の商品名で書かれていても、薬局で、お安く同じ成分で同じ効能のジェネリック医薬品に替えられます。ただ、それには患者さんに選ぶ権利がありますので、ジェネリック医薬品で同じ効能のものがあるのであれば、どちらかを選んでいただければと思います。

(畑原主幹兼国保医療係長)

国保としましては、6月に保険料の決定通知、10月に保険証発送の際にジェネリック医薬品のご案内を同封させていただいて、周知を図っております。合わせまして、先発品とジェネリック医薬品とで、差額が100円以上ある方には年3回、差額通知といったものを送付しております。そういった取組みも行っておりますということをお伝えさせていただきます。

(登阪会長)

それではこの案件につきましては審議を終了いたします。

続きまして次第2「令和2年度摂津市国民健康保険料」について事務局より説明をお願いします

す。よろしく申し上げます。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

それでは、次第 2「令和 2 年度摂津市国民健康保険料について」ご説明させていただきます。

お手元に A4 横の事前配布資料をご用意ください。資料は 4 ページからとなります。また、お手元に先ほどお配りしました諮問書の写しをご用意ください。

ここでは、令和 2 年度保険料の設定に伴う本市の激変緩和措置及び先ほどの市長からの諮問書に記載しております 2 つの諮問事項についてのご説明をさせていただきます。

広域化 3 年目となる令和 2 年度の本市の保険料設定におきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、大阪府による算定結果は前年度より上昇改定となっております。大阪府においても一定条件に該当する市町村に対して、大阪府としての激変緩和措置を講じており、本市においては昨年度に引き続き、今年度もその大阪府の激変緩和措置の該当となっており、激変緩和措置後の保険料が大阪府より示されているところがございます。その示された保険料額で令和 2 年度の保険料を設定することが最も望ましい形ではございますが、その保険料額をそのまま被保険者の方に賦課、負担を求めてまいりますと被保険者への急激な負担増となります。

そこで、本市としての令和 2 年度の保険料設定に伴う激変緩和措置について、ご説明をさせていただきます。資料の方は 5 ページをご覧ください。先ほどから激変緩和措置という言葉や表現を何度も繰り返しておりますが、今年度初めての委員の方もおられますので、改めてその意味を確認したいと思います。

資料にありますように、激変緩和措置とは「保険料が急激に増加することのないよう財源を投入して保険料の抑制を行い、段階的に保険料を改定すること」を指しております。本市においては、大阪府国民健康保険運営方針に基づいて、激変緩和措置を講じながら、平成 30 年度から 6 年間かけて府内統一保険料率に合わせていくように考えております。

本市の保険料においては、広域化以前、要は平成 30 年度よりも前から、市の財源を投入して保険料の抑制を行ってきました。しかしながら、将来的に持続可能な医療保険制度の構築のため、平成 30 年度からの広域化においては国からさらなる公費の拡充が行われるなど、国保財政の健全化が図られており、市町村においてもその動きを鈍化させることなく、法定外繰入などの実質的な赤字に繋がる財政運営を改めていく必要がございます。

5 ページ中段以降をご覧ください。現在、府内統一保険料率と本市の現在の保険料との間に一定の乖離(差額)が生じております。この差額を段階的に解消することで、令和 6 年度に府内統一保険料率に合わせていくことができます。その一方で先ほどご説明させていただきましたが、被保険者数の推移や高齢者の割合の増加による医療費の増加など差額とは別に毎年度増加するいわゆる医療費の自然増という考え方がございます。自然増は、広域化によって発生、影響するのではなく、仮に市町村単位の運営で続けていても起こり得るものでございます。段階的ではなく、毎年自然増分については保険料を改定する必要があります。

以上の考え方を整理させていただきますと、本市における激変緩和措置はこれまでの差額に対

する 1/6 ずつの解消と毎年の医療費の自然増分を改定することが基本となっております。しかしながら、昨年度はその自然増の伸びが余りにも急激であったために、差額の 1/6 の解消は見送り、医療費の自然増分のみの改定とさせていただきます。

それでは、本市の激変緩和措置の考え方を基本としつつ、また昨年度の対応も踏まえて、資料は 6 ページをご覧ください。令和 2 年度の激変緩和措置につきましては、結論から申し上げますとパターン B となります。先ほどの説明の通りで、パターン B は毎年の自然増分とこれまでの差額を解消するものでございます。ただし、昨年度は 1/6 の解消を見送ったため、残り 5 年間で差額の解消を目指す必要があるため、その部分に関しては 1/6 ではなく 1/5 ということになります。昨年度は、自然増分の解消だけでも前年度からの伸び率が 5.7% 増で、一人当たり平均で 5,662 円の値上げ改定でございましたが、令和 2 年度におきましては、引き続き法定外繰入や基金などの保険料抑制財源を投入することで、1/5 の差額解消も含めて前年度からの伸び率は 5.0% 増で、一人当たり平均で 5,260 円の値上げ改定にとどめている状況でございます。

続きまして、資料は 7 ページと 8 ページをご覧ください。1 つ目の諮問事項のご説明をさせていただきます。こちらは令和 2 年度保険料の軽減判定所得の見直しに係る改正でございます。1 月 29 日に改正政令が公布されたことを受け、本市の国民健康保険条例について必要な改正を行うものでございます。資料にお示ししているとおり、保険料の軽減判定所得につきましては、経済動向等を踏まえ、5 割軽減と 2 割軽減について基準額を広げることで軽減の対象を拡充する改正を行います。5 割軽減につきましては一人当たり 5 千円、2 割軽減につきましては一人当たり 1 万円の引き上げを昨年度に引き続き行います。医療費の自然増に伴う保険料の上昇改定が見込まれる一方で、こちらの見直しは、軽減判定の対象が拡大するものとなります。8 ページの下部で世帯人数別の軽減判定所得額をお示ししております。例えば、1 人世帯であれば、これまでは所得が 61 万円以下であれば 5 割軽減となっていたものが、見直し後は 61 万 5 千円以下であれば、5 割軽減の対象となることとなります。以上が 1 つ目の諮問事項に係る説明でございます。

続きまして、2 つ目の諮問事項のご説明に入ります。資料は 9 ページと 10 ページをご覧ください。こちらは令和 2 年度保険料の賦課限度額の見直しに係る改正でございます。本市におきましては、国民健康保険料の賦課限度額を大阪府の共通基準・算定結果に合わせていることから、令和 2 年度の算定結果に基づき、医療分の賦課限度額を 58 万円から 61 万円に 3 万円引き上げることとします。軽減判定所得の見直しが低所得者へ配慮した改正であるのに対して、こちらの賦課限度額の引き上げは中間所得者層の被保険者に配慮した改正となります。

資料は 10 ページをご覧ください。少しなじみにくい図ではございますが、左図で仮に必要な保険料が 20 億円として示されており、保険料改定により、例えば 2 億円増で 22 億円を集める必要があるとした場合に、賦課限度額を上げない場合は、右側上の図 1 に示すように中間所得層の方々に対して、保険料負担が増える形になります。しかしながら、賦課限度額を引き上げることにより、高所得層の負担が増えることとなり、結果的に中間所得層の負担が軽減される形となります。つまり、保険料負担の公平性と中低所得者層の保険料負担の軽減を図る観点からの改正となっております。

以上で、令和2年度の保険料設定に伴う激変緩和措置の説明及び法改正・大阪府の算定結果に伴う2つの諮問事項の説明とさせていただきます。

(登阪会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より「令和2年度摂津市国民健康保険料」について、激変緩和措置と、諮問事項であります軽減判定所得の見直し及び賦課限度額の見直しの説明がありました。それでは何か質問がございましたらお願いします。

(委員)

資料8ページの5・2割軽減の一人当たりの収入ですね、61万円が61万5千円、これは、月収のことでしょうか、年収のことでしょうか。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

年収となります。

(委員)

年収ですか。年収が、要は61万円から61万5千円となることによって枠が広がるから、対象世帯が広がると。ここで言う中間所得層や高所得、低所得の定義ってどれくらいの収入の方のところで線引きしているのかを教えていただければと思います。

(野村保健福祉部長)

保険料の算定率が所得に応じてかかる部分と、加入されている人数によってかかる部分があるので、人数が多ければそれなりの保険料に上がっていくともあります。端的に、その所得割の料率で、限度額に達するか達しないかというのがひとつの線であると考えております。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

少し質問とは違う答え方にはなるかもしれませんが、例えば、2割軽減とか5割7割軽減というのがいったいどれくらいの割合で受けているかといいますと、2割軽減でいいますと被保世帯数の11.45%、5割軽減で15.41%、7割軽減で32.26%、全部合計しますと全体の6割の世帯で2割か5割か7割の法定軽減を受けているということとなります。

(委員)

年収で60万円ということは、月5万円しか収入がないということですか。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

こちらは「所得」となりますので、例えば高齢の方は年金収入を所得換算した額になります。

(委員)

ここで書かれていることの対象年齢とは何歳からですか。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

国保の全年齢が対象となっています。

(委員)

ここで言うところの所得が、世間一般でいうところの所得の金額と、随分ズレがあるように感じるのですが。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

国保に加入されている方は自営業者の方等、様々な業種の方がおられます。また、年金収入のみの方もおられます。

(委員)

所得 0 円の方もいるのでしょうか。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

おられます。

(委員)

平均すると、こういう形になると。

(登坂会長)

6 割の方が、何らかの形での軽減を受けておられるということですから、そういう意味では相対として所得の低い方の割合が高い医療保険制度となっているということになりますかね。

(委員)

資料 10 ページの賦課限度額の見直しで、図がスライドして、「高所得層の負担が増加」、「中間所得層の負担が軽減」と出ているのですが、大体どれくらいの方が負担増となるのでしょうか。

(衣川国民健康保険係長)

2 年度につきましては、推計値となりますが、実際に賦課限度額を超過する世帯は、令和元年度につきましては、全体の 2.1%であったのですが、賦課限度額を上げることで、ここが 1.99%に下がってくるということで、高所得層の世帯が負担するところが増え、賦課限度額を超える世帯が減

ってくるということになります。

(委員)

大阪府統一保険料率というのは、元々市町村によって高い低いがあったが、それをひとつの国保として、例えば摂津市も大阪市も 2 万円だったら 2 万円と一緒になるように移行させているということですよ。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

そうですね。同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となるように、どこに住んでいても大阪府内であれば同じ保険料となることを目指しております。

(委員)

それで考えていくと、例えばさきほどの資料 3(事前資料で大阪府本算定による「市町村別一人あたり保険料(統一保険料率)比較」)の摂津市の 3 つ目(令和 2 年度保険料収納必要額)の 157,218 円ですか。これが保険料収納必要額で、大阪府の平均は 148,247 円と 1 万円ほど開きがあるので、色々調整をしていきたいと思いますという考え方でよろしいですかね。

(野村保健福祉部長)

少し資料 3 の表と保険料統一となったこととの関係はわかりにくいですが、資料 3 の表はあくまでも、一人当たりの平均保険料です。大阪府全体の平均の一人あたり保険料です。収入の低い方も高い方もおられる方をひっくるめての一人あたりとなります。摂津市の場合は、153,524 円というのも同様に、摂津市内の国保の方の収入の低い方も高い方もおられる、摂津市の中だけでの平均の一人あたり保険料となっております。

仰っていたように、統一となったそもそもの趣旨は、府内で同じ保険料となることです。例えば、摂津市に住んでおられる方が、15 万の保険料がかかると思います。その世帯が吹田市に行っても大阪市に行っても、同じ 15 万円になるということですので、それとこれとは少し異なります。資料 3 の保険料額は、あくまで一人当たりの平均の保険料となります。それぞれの市によっては所得の差もありますが算出している元の料率は一緒で、その差が出ているという訳です。

(委員)

例えますと、大阪府の平均の年収が 300 万円で、摂津市は 350 万円だった場合、摂津市の平均保険料はもともと高い設定となる。そうすれば摂津の 350 万円の人が吹田市に行こうが大阪市に行こうが、同じ保険料になるということでしょうか。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

それを令和 6 年度に目指しているということです。

統一保険料率に向かうまでの、激変緩和として、こういう調整がなされているというのが資料 3 の数字となっております。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(登阪会長)

他に何かございませんか。

昨年度は自然増の分だけ保険料を上げたが、令和 2 年度は当初の予定通りとし、残り 5 年間で 5 分の 1 ずつ上げるということですね。

それでは、今回の諮問事項につきましては、軽減判定所得の見直しと賦課限度額の見直しを行うということでございますけれども、今、審議をしていただきました通り、この諮問につきまして「了」とすることでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(登阪会長)

ありがとうございます。なお、答申の文案につきましては、会長及び副会長に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(登阪会長)

ありがとうございます。それでは答申の手続きにつきましては事務局と調整して進めてまいります。それでは、この諮問案件につきまして、審議は終了といたします。続きまして、次第 3「令和 2 年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)」につきまして、事務局から説明をお願いします。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

それでは次第 3「令和 2 年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)」についてご説明をさせていただきます。資料は 11 ページと 12 ページをご覧ください。

先ほどもご説明しておりますが、平成 30 年度からの広域化に伴い、各市町村が被保険者から保険料を集め、事業費納付金として大阪府に納め、医療費や保健事業等の支払いについては、大阪府から普通交付金によって賄われることとなり、予算編成科目やその考え方が大きく変わりました。

令和 2 年度の予算編成の考え方については、令和元年度から大きな変更点もなく、ほぼ科目も一致していることから令和元年度との増減比較も記載させていただいております。

それでは、12 ページをご覧ください。少し数字ばかりの説明となりますが、まず歳入でございますが、国民健康保険料は、18 億 8,343 万 9 千円、国庫支出金は、1,141 万 8 千円、府支出金は 70 億 7,242 万 8 千円、繰入金は 8 億 7,724 万 3 千円、諸収入は 2,382 万 3 千円で、合計 98 億 6,835 万 1 千円の規模となっております。いわゆる国庫支出金につきましては、令和 3 年 3 月からの開始を目標にしておりますマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認のためのシステム改修に係る補助金でございます。また、繰入金のうち、令和 2 年度においては 5,000 万円を本市財政調整基金から繰入を行っております。

続きまして右側の歳出でございます。総務費は 1 億 6,219 万 5 千円、保険給付費は 69 億 7,208 万円、国民健康保険事業費納付金は 26 億 5,124 万 3 千円、保健事業費は 7,373 万 3 千円、諸支出金・基金積立金等は 910 万円、合計は歳入と同額で 98 億 6,835 万 1 千円となっております。

それでは、資料の 13, 14 ページをご覧ください。こちらでは、歳入・歳出の詳細と前年との増減率を示しております。大きな変動が生じている科目につきましては、備考欄に増減理由等をお示ししております。例えば 13 ページの歳入で申し上げますと、上から 2 段目の退職被保険者の減少により退職保険料の大幅な減額、その下が先ほど申し上げました法改正に伴うシステム改修費に対する補助金、府支出金においては、特別調整交付金の対象となる被保険者数の減少や保険料抑制に優先的に活用されたことにより府繰入金の大幅な減額が挙げられます。また、中段よりやや下の一般会計繰入金では保険料抑制の繰入を一部解消したことによる減少、さらに 2 段下の基金繰入額の減少などが挙げられます。

14 ページの歳出をご覧ください。歳入と連動して一段目の総務費においてオンライン資格確認に伴うシステム改修費により増額がなされております。保険給付費については、健康寿命の延伸と見ていただけると有難いのですが、葬祭諸費の支給件数が減少となる見込みで予算計上しております。なお、保健事業費においては、大阪府との連携事業でフレイルに関する単年度事業が終了したことにより、一部減額となっております。

歳入と比較しますと、歳出では大きな予算編成額の変動はなく、予算編成全体で昨年度と比較すると増減率としては -0.85% となっております。

続きまして、令和 2 年度摂津市国民健康保険料率(案)についてご説明させていただきます。資料の 15, 16 ページ及び本日配布しております A4 横の保険料率案の資料をご覧ください。15 ページ上段の大阪府統一保険料率は、国から示された確定係数に基づき算定された保険料率となります。府内全体で必要な事業費納付金額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分しており、市町村ごとの医療費水準は反映しておりません。その大阪府統一保険料率に大阪府の激変緩和措置を講じた本市の標準保険料率が 15 ページの下段となります。この大阪府の激変緩和措置後の保険料率に対して、令和 2 年度の保険料設定に伴う市独自の激変緩和措置を反映させたものが本日お配りしております令和 2 年度摂津市保険料率(案)となります。内訳で言いますと、医療給付費分について所得割は 7.89%、均等割は 28,607 円、平等割は

30,258 円、後期高齢者支援金等分について所得割は 2.69%、均等割は 9,358 円、平等割は 9,875 円、介護納付金分について所得割は 2.66%、均等割は 19,729 円、全体としましては、所得割は 13.24%、均等割は 57,694 円、平等割は 40,133 円となっております。なお、保険料における後期高齢者支援金等分と介護納付金分については府内統一保険料率と同じ値としております。医療給付費分のみに対して、保険料の抑制財源を投入しています。財源について、16 ページあるいは本日の資料に示しているとおり、府支出金、本市国保財政調整基金、一般会計からの法定外繰入金となります。

以上で、令和 2 年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)及び保険料率(案)についての説明とさせていただきます。

(畑原主幹兼国保医療係長)

それでは、引き続きまして次第 3「保健事業の取組みについて」国保年金課 畑原よりご説明させていただきます。資料は 17 ページからとなります。

令和 2 年度の保健事業の新たな取組みについてご説明させていただきます前に、まず、前回の第 1 回運営協議会において、ご報告をさせていただいております、特定健診及び特定保健指導の実施状況についてご報告させていただきます。

それでは、資料は 17 ページをご覧ください。こちらでは、特定健診の実施状況として、直近 5 年間の受診者数及び受診率を示しております。前回の会議においては、平成 30 年度の特定健診受診率の暫定数値として 28.1%とご報告させていただきましたが、最終的な平成 30 年度の法定報告値としましては一定、上昇しまして 30.5%となっております。

今年度、令和元年度におきましては、未受診者対策として年間を通じてコールセンターから受診勧奨の連絡を入れる取組みを実施させていただいておりますとともに、本年の 1 月には、受診勧奨ハガキを安威川以北の未受診者の方に送付し、間を開けずに電話連絡を入れさせていただくという取組みを実施しております。

また、前回の会議でもご報告させていただきましたけれども、安威川以南での特定健診受診率の向上を図るために、出張型の特定健診を 2 月 15 日土曜日に別府コミュニティセンター、それから 2 月 16 日日曜日に新鳥飼公民館においてフレイル測定と言われます虚弱防止のための測定も合わせて実施する予定としております。

出張特定健診の現在の申込状況ですけれども、160 名の計 2 日間で、計 320 名定員の予定でございましたけれども、それ以上の申込をいただいている状況でございます。

合わせまして、職場で健康診断を受けた方にデータ提供を呼び掛ける取組みですとか、また平成 30 年度の広域化に合わせて実施しております人間ドック助成でのデータ提供によりまして、特定健診の受診率につなげるという取組みも実施しているところでございます。

その他、保健福祉課で実施しております健幸マイレージ事業とも連携を図りながら、引き続き、受診率向上に向けた取組みを行ってまいります。

続きまして、特定保健指導の実施状況についてでございます。資料は 18 ページをご覧ください。

先ほどの特定健診の実施状況と同様に直近 5 年間の特定保健指導の受診者数と実施率を示しております。こちらにつきましては前回、平成 30 年度の暫定数値として 48.9%とご報告させていただきましたけれども、最終的な法定報告値としては下降し 43.0%となっております。

今年度につきましても、保健センターの集団健診の際に特定保健指導に該当する方に対する初回面談としてプレ指導を実施しまして、平成 30 年度までは午前のセットプランの対象者だけでしたけれども、午後の基本プラン対象者の方にもプレ指導を実施するといった拡大をさせていただきまして、引き続き、実施率の向上に向け取り組んでいるところでございます。

それでは、令和 2 年度の一部新規の保健事業のご説明をさせていただきます。資料は 19 ページをご覧ください。「摂津市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画」いわゆる第 2 期データヘルス計画に基づいて、引き続いて、令和 2 年度についても特定健診未受診者対策などの主要 10 事業を実施してまいりますけれども、特定健診と連動します人間ドック助成の拡充についてご説明させていただきます。

人間ドック助成につきましては、平成 30 年度の国保広域化に合わせ、大阪府下の市町村が共通で実施することとした事業でございます。国保の 40 歳以上の被保険者に対しては生活習慣病予防のため、特定健診を実施しておりますが、人間ドックを受けた場合には、そのデータ提供により特定健診を受診したことに見なせることとなっております。今回は、大阪府の共通基準では上限 1 万 3,000 円となっておりますけれども、これを倍の 2 万 6,000 円に拡充し、これまで人間ドックを受けていたがゆえに特定健診を受けていなかった方の新たな掘り起こしを図りまして、特定健診の受診率向上につなげていきたいと考えております。

加えまして、前回、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、報告をさせていただいたのですが、その中の一つの課題としまして、国保の保健事業と後期高齢の保健事業の接続の課題というのが挙げられておりました。保険者が異なることから 75 歳で後期高齢者に移行すると、その際にそれまで国保で受けていた保健事業の支援サービスが途切れてしまうといった接続の課題が言われておりました。今回、小さな一歩ではございますけれども、国保で 1 万 3,000 円の上限のところを、後期高齢の方は既に人間ドック助成は 2 万 6,000 円でございますので、そちらに合わせる形で上限額のフラット化を図るということで、わずかではございますけれども、国保と後期高齢の保健事業の接続の改善、こちらが図られるのではないかと考えております。

最後に、資料にはございませんけれども、前回会議で薬剤師会と市で連携させていただいております「服薬適正化推進事業」について報告をさせていただいておりますが、内容としましては、原則 6 剤以上の服薬履歴のある方をレセプトデータから抽出しまして、その方の服薬履歴を載せた通知書と残薬を入れる袋を送付し、飲み残しや余っている薬があればそれらを薬局に持って行っていただくことで、薬剤師からお薬の服用についての助言や調整を行っていただくといった取組みでございます。現在は、通知対象者のレセプトの状況がどう変化したか分析をしているところでございます。また 3 月の予算委員会等でも結果について間に合えばご報告をさせていただく予定としております。

以上で、保健事業の取組みについての説明を終わります。

(登阪会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局より「令和 2 年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)」について説明がありました。それでは何か質問がございましたらお願いします。

(委員)

一つは歳入の方で、基金繰入金についてですが、今年も繰入れるということで、今基金がいくらあって、繰入れることで残額はいくらになるかをお聞きしたいのと、保険基盤安定繰入金というのはどこから繰入れる分なのでしょうか。最後に、保健事業で人間ドックの助成について、大阪府全体としては、1万3,000円で平成30年度から実施されていますが、摂津として独自に令和2年度から、2万6,000円にしていくということなのでしょうか。

(畑原主幹兼国保医療係長)

保健事業につきましては、令和2年度から独自でということになります。

(委員)

独自でということなのですね。というのも、この人間ドックの助成は上限額が非常に高いなと感じます。ひとつお聞きしたいのが、この人間ドック助成の条件はどのようなものなのかをお聞きしたいと思います。

(畑原主幹兼国保医療係長)

人間ドックについてですけれど、特定健診の基本的な項目というのがございまして、その基本的な項目を満たしている人間ドックの検査であれば、人間ドックの種類は問わないということになります。

(委員)

ということは一泊であっても、何であっても助成されるということなのですか。

(畑原主幹兼国保医療係長)

そうですね。特定健診の受診につなげることができるというところで、その特定健診の受診をしていただかないと、病気を発見するのが遅れると医療費の増加につながるということになりますので。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

最初の方のご質問、2 の方の 1 つ目の保険基盤安定繰入金についてですが、これは国・府・市、それぞれで負担しております。支援分でいいますと、国が 1/2 府が 1/4、市が 1/4。軽減分で

いいますと、府が 3/4、市が 1/4 という形となっております。そういった形で負担割合が生じておる分の合計額を示させております。それで基金の方でございますが、当初、本市は約 3 億 6,000 万の基金を積み立て、初年度で 6,100 万円の基金を予算に財源充当としました。令和 2 年度は 5,000 万円を充当していますので、約 1 億 1,000 万円は差し引かれて、残りが 2 億 5,000 万円程度になるのですが、30 年度あるいは、この元年度の黒赤によってはそこにプラス α やマイナスが生じるという形になります。

(委員)

摂津市はよく頑張っておられ、府の中でもインセンティブで多くの補助金等をもたらしていると思うのですが、今年はある程度 PR されませんでした。せつかく頑張っているのだからもっと PR してもよいのではないですか。

(森崎国保年金課長・収納係長事務取扱)

そうですね。それと激変緩和のことを兼ねて少しお話させてもらいたいのですけれども、頑張った分のお金をもらいます。それで、そのお金に関して言うと、本来であれば、それを健康づくりのために保健事業に活用するのが望ましいと考えます。ただ、この 6 年間に関していうと激変緩和措置財源として、保険料抑制に活用しても良いこととなっており、今はそちらの方にもお金を充てている状態となります。

インセンティブ分を保健事業にすんなり使えたら一番いいのですけれども、今はそれを保険料の抑制に使っており、以前、それは本来あるべき姿ではないと指摘されたこともございます。本来は保健事業で使うべきであるところを、摂津市としては保険料抑制に活用しておりますので、保険者努力支援制度でもらいつつも、本来の目的に使えていないところもあり、なかなかアピールもできないというところがあります。

ただ、頑張ってお努力して、令和元年度に関しては、府内で 3 位の保険者努力支援制度の評価をいただいております。

(委員)

ご努力いただいていることに、敬意を表したいと思っています。

(委員)

資料 18 ページの特定保健指導の実施のところですが、非常によく頑張っていると思います。健診も受けやすくすることで、病気の早期発見をして早期治療に繋げるということですが、特定保健指導の実施状況では約 40%の方が受けておりますが、実際に医療機関の受診をした方がいいですよという受診勧告をして、本当に医療機関に行かれた方はどれぐらいいるのか把握されていますか。健診とかでも「まあ、そうか」と言って、そのまま放置される方もあろうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(畑原主幹兼国保医療係長)

特定保健指導自体は、本市で言いますと、保健センターで実施しております。

お一人、お一人の健診等の状況が記録されたシステムがありますので、その方の受診状況等を市の保健師が確認し、受診勧奨が必要な方があれば電話連絡等をさせていただいております。

ただ、具体的な数字は、現時点で持っておりませんが、そういった形で行っております。

(委員)

今後、この国保の財源を、維持していくために、闇雲に削減していくことによって、結果的に患者さんに不利益、住民に対して不利益が出てはいけないなと思っています。

少し見方を変えていかないといけないというところで、やはり費用対効果ですよね。いかに早期に発見して病気にならないような、予防・未病対策をどう打っていくのが重要だと思います。実際に医療機関に行って初めて治療が始まっていきますので、どうやってつなげていくのが重要だと思います。財源を抑えながら上手にお金を投じるには、その内容・質に少し踏み込んで検証と検討が必要となるのだらうと思います。以上です。

(登坂会長)

ありがとうございます。

他にご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、この案件につきましての審議は終了したいと思います。いかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(登坂会長)

それでは、この案件につきまして、審議は終了といたします。

以上を持ちまして、すべての案件の審議が終了しました。委員の皆様、全体をとおして何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なかなかいろいろご質問をしていただいて、事務局の方から答えていただく中で、かなり認識が深まった部分もあるのではないかなと思います。なかなか良い議論ができたのではないかなと思っています。ご協力ありがとうございます。

事務局から何かございませんか。

(事務局)

会議の公開について改めてご説明します。前回の運営協議会でもお伝えしました通り、第 2 回運営協議会につきましても資料及び会議録を、後日ホームページにて公開させていただきます。

また、署名委員の前田副会長及び石部委員につきましては、後日ご協力いただくようお願いいたします。

(野村保健福祉部長)

委員の皆様におかれましては長時間、ご審議どうもありがとうございました。

本日の諮問の「了」ということを受けまして、後日、当運営協議会より森山市長に対し、「答申書」を提出させていただく形をとらせていただこうと思っています。

本日は会長の冒頭の挨拶にもございましたけれども、令和2年4月からは国民健康保険の広域化も3年目になります。大阪府の運営方針の中間見直しの議論も始めてまいることになります。

そのような中ではございますが、今年度の運営協議会は今回で終わりという形になりますが、委員の皆様におかれましては、新年度におきましても引き続き本協議会においてご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(登阪会長)

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会を終了します。ご協議どうもありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。